「令和8年度京都御苑映像制作等企画業務」の質問に対する回答書

番号	質問	回答
1	・別添2「仕様書」にてご提示いただいております成果物（報告書）について確認がございます。 　仕様書内では、報告書のボリュームが「A4サイズで80ページ」と規定されておりますが、必要な内容や要件がしっかりと網羅されているのであれば、必ずしも80ページに満たなくても問題ございませんでしょうか。	ご質問の報告書（A4サイズ80ページ）については、仕様書3（8）に記載している内容を取りまとめた報告書の作成を想定しており、その成果を整理・報告するために必要な分量として80ページを設定しています。 　したがって、本業務においては、仕様書3（8）の内容を十分に整理・記載した報告書として、80ページ程度の成果物を作成していただくことを想定しています。
2	・仕様書では「9K×2K（シアター用）のみ」「16:9（4K通常）のみ」「両方制作」の3案を検討・概算費用を提示し、最終的に協議決定するとあります。 入札時の見積金額（提案価格）は、上記a、b、cの3案のうち、どのプランを想定して算出・記載すべきでしょうか。あるいは、最も工数がかかるc案（両映像を制作）を前提として見積もるべきでしょうか。	本業務の入札額はc案を前提に見積もってください。 なお、2種類の映像は同一内容を想定しています。
3	・仕様書に「出演者との契約は含まない」と記載されています。 実写ベースの映像において、キャスト（エキストラやモデル、案内役等）を起用する場合、その出演料や手配費用は発注者（環境省）が直接負担されるという認識でよろしいでしょうか。それとも、本業務の諸経費に含める必要がありますか。	仕様書3(1)の内容は映像企画業務であり、出演料等は次年度以降に制作予定の別業務で計上するため、本業務の諸経費に含める必要はありません。
4	・短編動画の作成において「生成AIを利用する場合、その利用範囲及び権利処理について整理すること」とあります。 環境省として、利用を禁止・制限している特定の生成AIツールやモデルはありますでしょうか。また、商用利用可能なツールであっても、生成AIの使用自体が技術審査において減点対象となる可能性はありますか。	生成AIの利用について、発注者として特定の生成AIツールやモデルの利用を禁止することは想定しておりません。ただし、生成AIを利用する場合は、利用範囲や著作権その他の権利関係について受注者の責任において適切に整理・対応していただく必要があります。 また、商用利用可能なツールを用いて生成AIを活用したこと自体を理由として、技術審査において減点することはありません。
5	・PRチラシの配送・配布にかかる経費について、和・英各1,000部の計2,000部を作成・納品する規定があります。 チラシの納品場所は京都御苑管理事務所一括でよろしいでしょうか。それとも、他の施設等への仕分け発送・配送費も含める必要がありますでしょうか。	PRチラシは京都御苑管理事務所へ一括納品してください。他施設への仕分け発送・配送は、本業務には含みません。
6	・文化・歴史の有識者各1名（計2名）へ3回程度ヒアリングを行うこと、謝金額（1時間8,400円）や交通費の想定が記載されています。 ヒアリング対象となる有識者の具体的な候補選定やアポイントメントの打診は受注者が行う必要がありますか。また、謝金・交通費の実際の支払いは、受注者が一度立て替えて 業務経費（再委託費等）として精算する形になるのでしょうか。	ヒアリング対象となる有識者については、発注者において候補者を想定していますが、受注者からの提案を検討することも可能です。 選定後の日程調整、連絡、謝金等支払いなどについては、受注者において実施する必要があります。 謝金・交通費については、仕様書に示す想定額を参考に積算のうえ、本業務の入札額に計上してください。
7	・短編動画（SNS用）の「夏の映像」調達について 仕様書「3.業務内容(2)SNS発信用の短編動画の作成」において、主要テーマが「京都の夏の暑さ対策に焦点を当てたもの」と指定されております。一方で、本業務の履行期間は令和9年3月31日まで（秋冬季）となります。実写ベースで作成するにあたり、夏の風景等の映像素材は貴省から既存素材をご提供いただけるのでしょうか。あるいは、受注者側でストック素材（購入等）を用意する想定でしょうか。	基本的に、受注者にてご用意いただく想定です。

8	・業務打合せの実施形式（オンライン可否）について 仕様書「3.業務内容(7)業務打合せ」において、計5回の打合せを実施すると記載されております。これらの打合せについて、Web会議システム等を用いたオンライン形式での実施は可能でしょうか。それとも、原則として貴所（京都御苑管理事務所）での対面実施が必須となりますでしょうか。	初回打合せと納入時打合せについては当所にて対面実施を必須とします。 中間打合せについては、原則として対面としますが、発注者が認めた場合に限って、オンライン形式も可能とします。
9	・有識者へのヒアリングについて 仕様書「3.業務内容(3)有識者ヒアリング」について、ヒアリング対象となる有識者（文化・歴史各1名）は、貴省から具体的な候補者をご紹介・ご提示いただける想定でしょうか。それとも、受注者側で適任者を人選し、アサイン・交渉までを行う想定でしょうか。	ヒアリング対象となる有識者については、発注者において候補者を想定していますが、受注者からの提案を検討することも可能です。 選定後の日程調整、連絡、謝金等支払いなどについては、受注者において実施する必要があります。
10	・翻訳およびネイティブチェックについて 仕様書「3.業務内容(1)映像概要」「(2)SNS発信用の短編動画の作成」および「チラシの作成」において、英語字幕や英語表記が必要とされています。これらの英語翻訳およびネイティブチェックについては受注者の業務範囲（費用負担）に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、貴所にて規定されている固有名詞等の翻訳ガイドライン・用語集などはございますでしょうか。	英語表記に必要な翻訳及びネイティブチェック等の作業については本業務の範囲に含まれます。 京都御苑の固有名詞等の用語集は発注者より提供します。
11	・既存映像設備（シアター）の更新設計の制約について 仕様書「3.業務内容(4)シアター上映機器更新の検討」に関して、別紙4に現状の機材メーカーおよび型番が記載されています。機器の更新設計を行うにあたり、現状と同じメーカーの同等・後継機種を選定することが基本路線でしょうか。それとも、9K×2Kの解像度等、必要な仕様を満たせば、他メーカーのシステム構成をゼロベースでご提案してもよろしいでしょうか。	シアター上映機器の更新後の機器については、必要な仕様を満たしたものであれば同じ機器でなくてもかまいません。
12	・審査プロセス（プレゼンテーションの有無）について 入札説明書「8. 提案書の審査」において、書面による審査が行われる旨が記載されておりますが、開札日までの間に、入札参加者によるプレゼンテーション（ヒアリング審査）を実施する予定はございますでしょうか。	実施の予定はありません。
13	・業務の一部再委託（外注）の対象範囲および手続きについて 仕様書「9. その他(3)」において、「総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」以外の再委託は事前承認により可能とされており、また入札説明書「12. (2)」にも事業実施協力者に関する規定がございます。本業務において、例えば「短編動画の実制作・編集」「PRチラシの印刷」「上映機器・電気設備の詳細設計図面作成」といった実務・専門技術部分を協力会社等へ再委託（外注）することは可能でしょうか。また、提案書提出の段階で再委託先（協力会社）の名称や体制、協定書等の明記が必要となりますでしょうか。	再委託等の取扱いについては、別添通知を確認ください。 なお、通知においては、「当該仕様書等における業務内容の主たる部分に付随して必要となる諸業務に係る諸経費を外部の専門業者に発注することは再委託等に当たらず、雑役務費として予定価格積算資料計上する。」と記載されており、「PRチラシの印刷」はこれに該当します。 「短編動画の実制作・編集」、「上映機器・電気設備の詳細設計図面作成」の取扱いは、担当範囲により判断が異なる可能性がありますが、別添通知に即した範囲の再委託（外注）は可能です。 なお、提案書提出の段階で再委託先（協力会社）の名称や体制、協定書等を明記する必要はありません。
14	・提案書における実績評価（企業実績と配置予定スタッフ個人の実績）について 提案書および評価基準における「同種・類似業務の実績」等の確認について質問いたします。当該実績として評価対象となるのは、入札参加企業（法人）としての受託実績のみでしょうか。それとも、本業務に従事・配置を予定している担当者（総括責任者・映像ディレクター・技術担当者等）が過去に他社や個人等で携わった同種・類似業務の実績についても、個人の能力・実績として提案書に記載し、審査・評価の対象としていただくことは可能でしょうか。	4. 業務の実施体制の4. 2「従事者の実績、能力、資格等」については、従事予定者が他企業において担当した実績も評価の対象となります。 一方、5. 組織の実績については、当該入札に参加予定の企業実績が該当となります。